

A photograph of a rainbow in a blue sky above two hands shaking. The hands are positioned horizontally, with one hand on the left and one on the right, clasped together in a firm grip. The background is a clear blue sky with a vibrant rainbow arching across it. The overall image conveys a sense of partnership and agreement.

第3次
きたいばらき
男女共同参画プラン

北茨城市

目次

第1章	計画策定の基本事項	
1	計画の概要	
I	計画の趣旨	1
II	計画の目標	2
III	計画の体系	3
IV	計画の期間	3
2	男女共同参画における背景	
I	世界の歩み	4
II	国の歩み	4
III	県の歩み	5
IV	市の歩み	6
3	男女共同参画を取り巻く社会情勢	
I	少子化・人口減少社会の進行	7
II	未婚率の上昇	7
III	理想とする子どもの数と比べ、実際の子どもの数が少ない理由	8
IV	高齢化の進展	9
V	高齢者介護の増加	9
VI	仕事への関わり方	10、11
第2章	基本計画	
1	基本計画推進の取組	
I	男女平等の意識づくり	
(1)	意識改革	12
①	理念・法制度の周知	12
②	事業者・団体・関係機関との連携	13
③	理解促進・意識改革	13
(2)	男女共同を推進する教育・学習	14
①	幼児・学校・家庭教育の充実	15
②	学習会の開催	15
(3)	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	16
①	自治体における政策・方針決定過程への女性の参画促進	17
②	ポジティブアクション推進に向けた働きかけ	18
③	女性リーダー・女性の人材育成	18
II	男女平等の環境づくり	
(1)	働き方を支える環境整備	19
①	働きやすい制度の普及	19
②	時間外労働の縮減・休業取得率の向上	20
③	働く女性への相談・助言の充実	20

目次

④ 復職・再就職に対する支援	20
(2) 生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	21
① 妊娠・出産・育児、看護や介護といったライフイベントへの支援	21
② トップの意識改革	21
③ 優れた企業の積極的評価	22
(3) 農山漁村における男女共同参画の推進	22
① 固定的役割分担意識の解消	23
② 魅力の発信	24
③ 家族経営者協定づくりの推進	24
Ⅲ 男女平等の社会づくり	
(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	25
① 配偶者等からの暴力の防止	26
② セクシュアルハラスメント防止対策の推進	27
③ 相談体制の支援と充実	27
(2) 地域活動における男女共同参画の推進	28
① 意識の啓発及び活動の支援	28
② 防災・災害対策における男女共同参画の促進	29
(3) 生涯を通じ、健康で幸せに暮らせる環境の整備	30
① 生涯を通じた健康保持の支援	30
② 子どもや高齢者、障害者に対する支援	31
2 基本計画の項目一覧（別冊子）	
第3章 着実な推進にむけて	
1 推進体制と進行管理	32
(1) 推進に向けて	32
(2) 進行管理・評価・見直し・公表	32
2 連携の強化	33
3 目標指標	33
資料編	
1 第3次きたいばらき市男女共同参画プラン策定の経緯	
2 計画の策定体制	
3 関係法令	
男女共同参画社会基本法	
北茨城市男女共同参画プラン推進委員会設置要綱	
北茨城市男女共同参画推進本部設置要項	
4 用語解説	
5 相談窓口一覧	

第1章 計画策定の基本事項

1 計画の概要

I 計画の趣旨

男女が共に協働し、対等の立場で仕事やあらゆる活動に参加できるよう「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年 6 月施行）が策定されました。

本市においてもこの基本理念に基づき、平成 12 年に「きたいばらき男女共同参画プラン（ハーモニープラン）」の策定を行いました。

その後、平成 25 年に「第 2 次」となる「きたいばらき男女共同参画プラン」の策定を行ない、市民、事業者、各団体との連携のもと、計画に基づく重点的な事業を推進してきました。

しかし、この間には少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来や、高齢者の人口増加と介護保障、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復旧、復興事業など、社会全体がめまぐるしく変化する状況でした。

男女共同参画推進のあり方については、国の新たな男女共同参画基本計画の策定や女性活躍推進法の制定など、時代に応じた計画の見直しが行われていますが、一方で、依然として「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的役割分担意識であったり、政策・方針決定過程における女性の参画が進んでいない状況や、また、妊娠・出産・子育て期の女性が、就業希望はあるものの就業を中断せざるを得ない現状などから、引き続き健康で明るい社会の構築のため、男女共同参画社会の推進を図らなければなりません。

このため、「第 3 次」となる本市の新たな「きたいばらき男女共同参画プラン」の策定を行いました。

この計画は、男女共同参画社会基本法及び女性活躍推進計画第 6 条 2 項に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する市町村推進計画です。

II 計画の目標

この計画では、男女共同参画の基本理念に基づき、具体的な施策の柱として次の3つの基本目標を設定しました。

I 男女平等の意識づくり

- 1 意識の改革と女性の活躍
- 2 男女共同を推進する教育・学習
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

II 男女平等の環境づくり

- 1 働き方を支える環境整備
- 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進
- 3 農山漁村における男女共同の推進

意識づくり

環境づくり

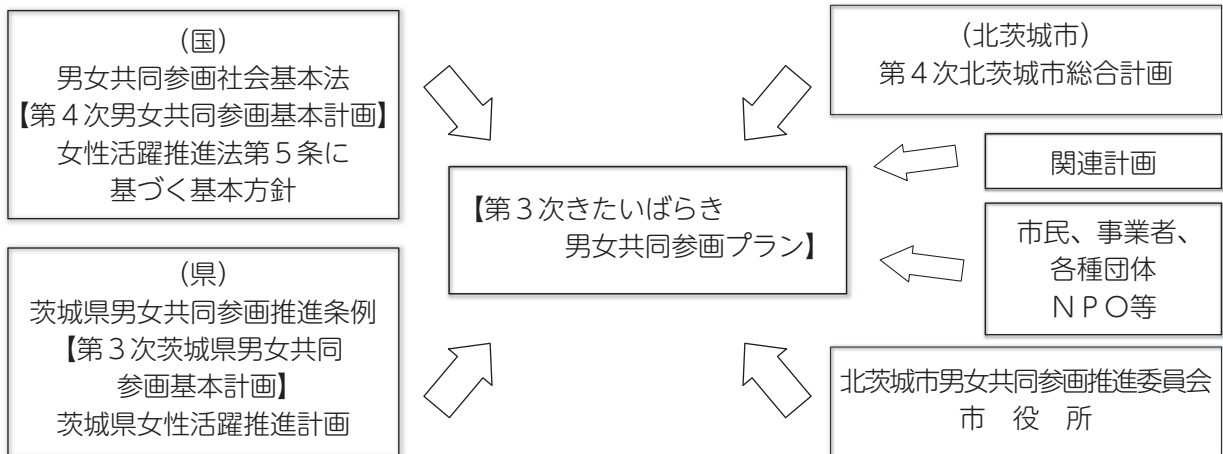
社会づくり

III 男女平等の社会づくり

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 2 地域活動における男女共同参画の推進
- 3 健康で幸せに暮らせる環境の整備

Ⅲ 計画の体系

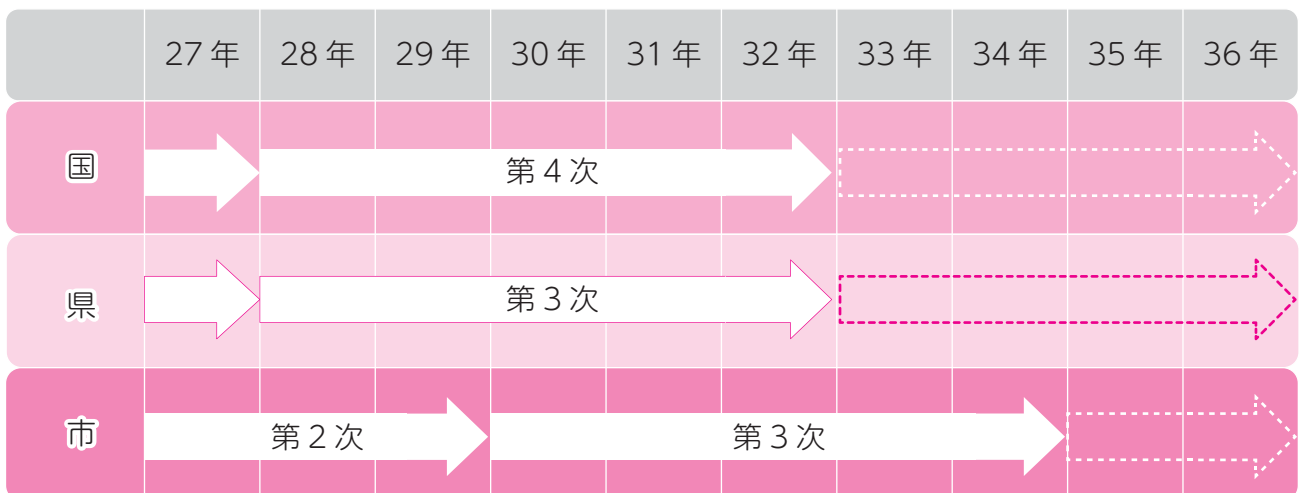
計画の策定にあたっては、国の「第4次計画」及び茨城県の「第3次計画」、関係法令との整合性を図るとともに、市の総合計画など関連する諸計画との連携を図りながら推進し、市民、事業者、各種団体や公共団体等が一体となって男女共同参画社会の実現を図らなければなりません。



Ⅳ 計画の期間

この基本計画は、平成30年（2018年）から平成34年（2022年）までの5カ年計画とします。

また、時勢や社会状況の変化により、基本計画の見直しが必要となった場合は、速やかに計画の見直しを行い、男女共同参画社会の促進を図ります。



2 男女共同参画における背景

I 世界の歩み

- 1975年（昭和50年）国連が「国際婦人年」を提唱
メキシコシティで第1回の世界女性会議「国際婦人年世界会議」が開催され、世界行動計画」を採択
- 1979年（昭和54年）国連総会において、「女子差別撤廃条約」を採択
- 1995年（平成7年）北京開催の「第4回世界女性会議」において「北京宣言及び行動綱領」を採択
- 2000年（平成12年）国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」がニューヨークで開催、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択
- 2006年（平成18年）第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合が東京で開催
「東京閣僚共同コミュニケ」を採択
- 2011年（平成23年）国連の新しい女性機関（UN Women）が発足、「APEC女性と経済サミット」を開催
- 2012年（平成24年）第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を採択
- 2015年（平成27年）第59回国際婦人の地位委員会（国連「北京+20」）を開催

II 国の歩み

- 1945年（昭和20年）衆議院議員選挙法改正により女性に参政権が決定、翌年39名の女性議員が誕生
- 1975年（昭和50年）婦人問題企画推進本部及び婦人問題担当室を設置
- 1977年（昭和52年）に「世界行動計画」をうけ、「国内行動計画」を策定
「女子差別撤廃条約」の批准に向け国内法を整備
- 1985年（昭和60年）「国民年金法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）を制定
- 1994年（平成6年）総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」を設置
- 1995年（平成7年）「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を制定

- 1996年（平成8年）「男女共同参画2000年プラン」を策定
- 1999年（平成11年）「男女共同参画社会基本法」を制定
- 2000年（平成12年）「男女共同参画基本計画」を閣議決定
- 2001年（平成13年）内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を施行
- 2005年（平成17年）「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定
「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定
- 2007年（平成19年）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定
- 2010年（平成22年）「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を改訂
- 2013年（平成25年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正
「日本再興戦略」を閣議決定し、その中核に女性の活躍推進を位置付け
- 2014年（平成26年）「すべての女性が輝く社会づくり本部」を内閣府に設置
- 2015年（平成27年）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定、「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定

Ⅲ 県の歩み

- 1978年（昭和53年）生活福祉部に青少年婦人課を設置
- 1980年（昭和55年）担当課が婦人児童課となる
- 1987年（昭和62年）茨城県立婦人教育会館を設置
- 1991年（平成3年）「いばらきローズプラン21」を策定
- 1994年（平成6年）福祉部に女性青少年課を設置
- 1996年（平成8年）男（ひと）と女（ひと）のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」（平成8年度～平成17年度）を策定
- 1999年（平成11年）女性青少年課を生活福祉部から知事公室に移し、推進体制を強化
- 2001年（平成13年）「茨城県男女共同参画推進条例」を制定
- 2002年（平成14年）「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」（平成13年度～平成22年度）を策定
- 2005年（平成17年）「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設

- 2006年（平成18年）「茨城県男女共同参画実施計画」（平成18年度～平成22年度）を策定
- 2011年（平成23年）「茨城県男女共同参画実施計画（第2次いきいきいばらきハーモニープラン）」（平成23年度～平成27年度）を策定
- 2014年（平成26年）「ウイメンズパワーアップ会議」を設置
- 2016年（平成28年）「茨城県女性活躍推進計画」を策定
「茨城県男女共同参画実施計画（第3次いきいきいばらきハーモニープラン）」（平成28年度～平成32年度）を策定

Ⅳ 市の歩み

北茨城市内の女性活動は、1956年（昭和31年）の北茨城市制施行の年には、北茨城市地域女性団体連絡会、北茨城市更生保護婦人会、北茨城市母子寡婦福祉会等が活動を進めていました。

その後、農協婦人部、大津漁協婦人部、平潟漁協婦人部が次々と発足し、1964年（昭和39年）には、それらの6団体で「北茨城各種婦人団体連絡協議会」が結成され、生活の合理化、冠婚葬祭の簡素化などに取り組んできました。

また、商工会などの団体のほか、各労働組合における婦人部あるいは女性部の活動があります。

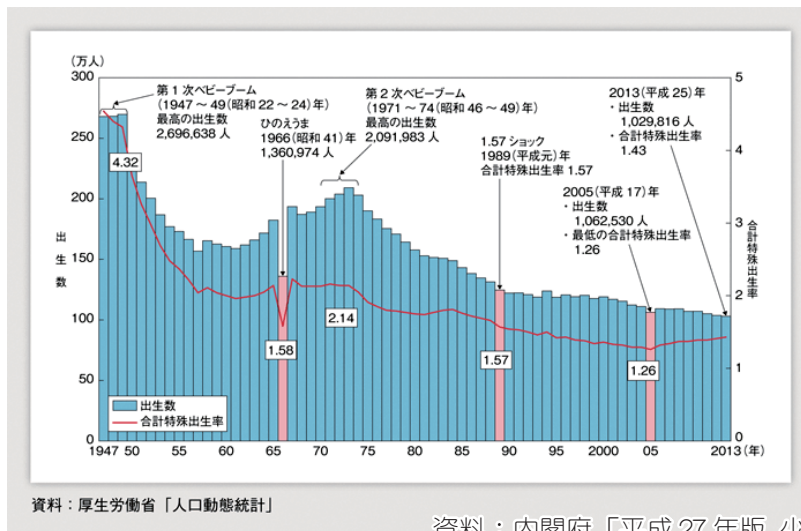
- 1996年（平成8年）秘書広報課に女性行政係を設置
- 1999年（平成11年）機構改革により企画政策課の都市交流女性係に改組
- 1996年（平成8年）市内16の女性団体により「北茨城市女性連盟」が設立
「女性によるまちづくり委員会」を設置、2001年（平成13年）までの3期6年
- 2001年（平成13年）「女性行動計画委員会」を設置
- 2002年（平成14年）「きたいばらき男女共同参画プラン（平成15年～平成24年）」を策定
- 2012年（平成24年）機構改革によりまちづくり協働課の協働推進係に改組
「第2次きたいばらき男女共同参画プラン（平成25年～平成29年）」を策定
- 2016年（平成28年）「北茨城市女性連盟」が設立20周年を迎える

3 男女共同参画を取り巻く社会情勢

I 少子化・人口減少社会の進行

日本の人口は近年徐々に減少し、平成 25 年の合計特殊出生率は「1.43」で、人口を維持する人口置換水準値「2.07」を大きく下回る状況です。

今後も少子化が進行し、本格的な人口減少社会が到来すると予測されます。

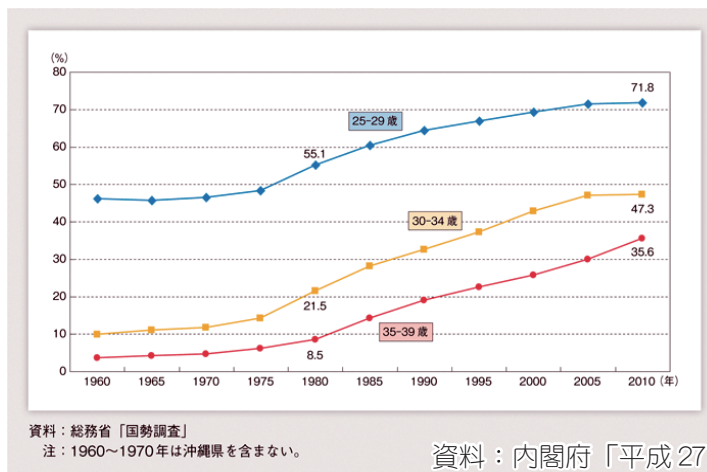


資料：内閣府「平成 27 年版 少子化社会対策白書」
(出生数と合計特殊出生率の推移)

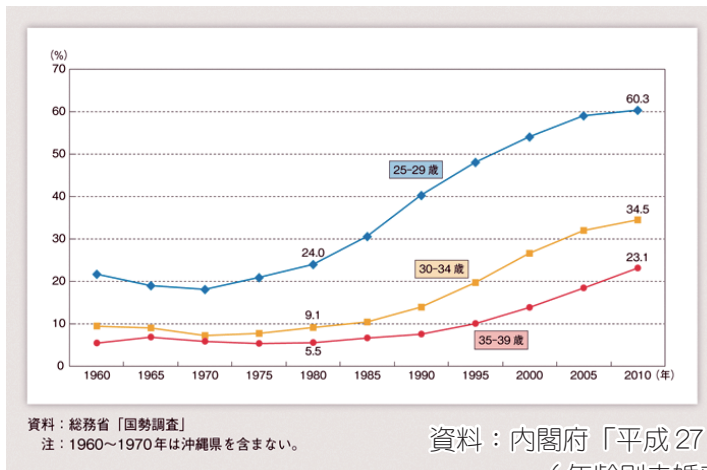
II 未婚率の上昇

また、結婚については社会構造の変化などに伴い、晩婚化が進んでいる状況です。

男女それぞれの未婚率は、25 歳から 30 歳までの数値だと、1970 年では、男性が 47.0%、女性が 19.0%であったのに対し、2010 年には男性が 71.8%、女性が 60.3%と、大幅に上昇している状況です。

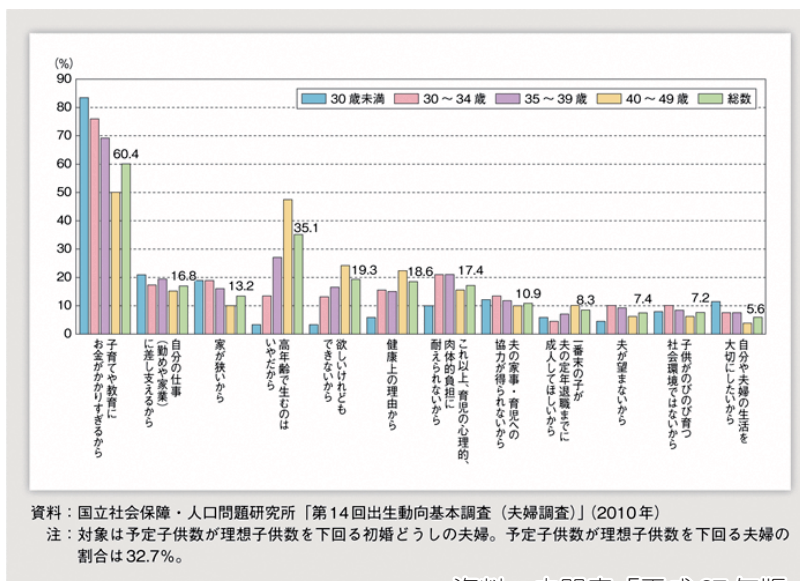


資料：内閣府「平成 27 年版 少子化社会対策白書」
(年齢別未婚率の推移(男性))



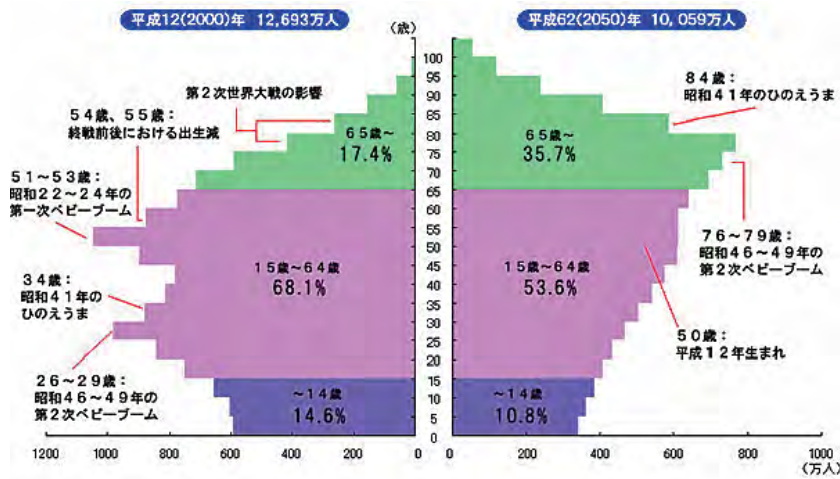
Ⅲ 理想とする子どもの数と比べ、実際の子どもの数が少ない理由

未婚率が高い中、結婚をしても予定する子どもの数が、理想する子どもの数を下回る夫婦の割合は32.7%となっており、その理由は「子育てや教育にお金がかかるから」、「自分の仕事に差し支えるから」など経済的な面や社会的な面で諦めざるを得ない状況にあります。



Ⅳ 高齢化の進展

少子化が進む一方で、高齢者人口（65歳以上人口）は年々増え続けており、平成62年（2050年）には、人口の35.7%を占めると推測されています。



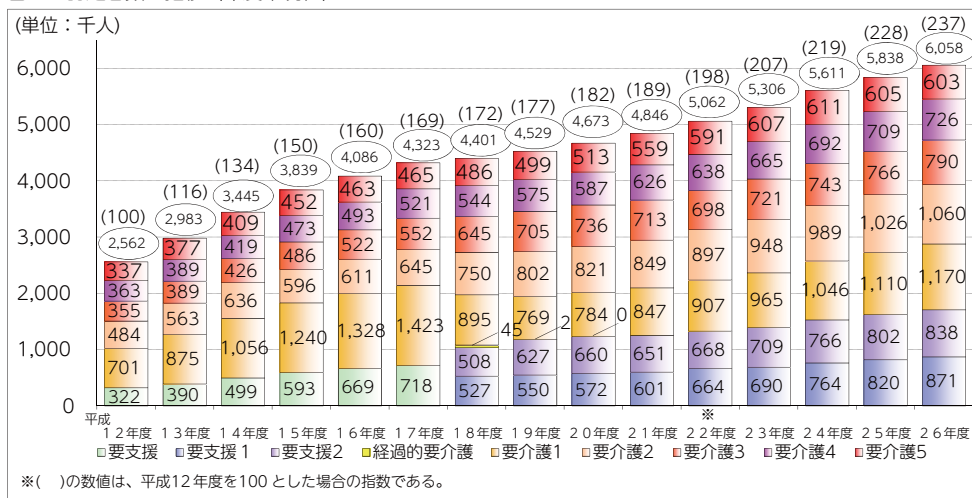
平成12(2000)年は総務省「国勢調査」
平成62(2050)年は「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」国立社会保障・人口問題研究所

資料：総務省「住民参画システム利用の手引き」
(現在と2050年の年齢構成の比率)

Ⅴ 高齢者介護の増加

高齢者の割合が増えるにつれて増えるのが要介護者の数です。
今後も上昇し続けることが予測されます。

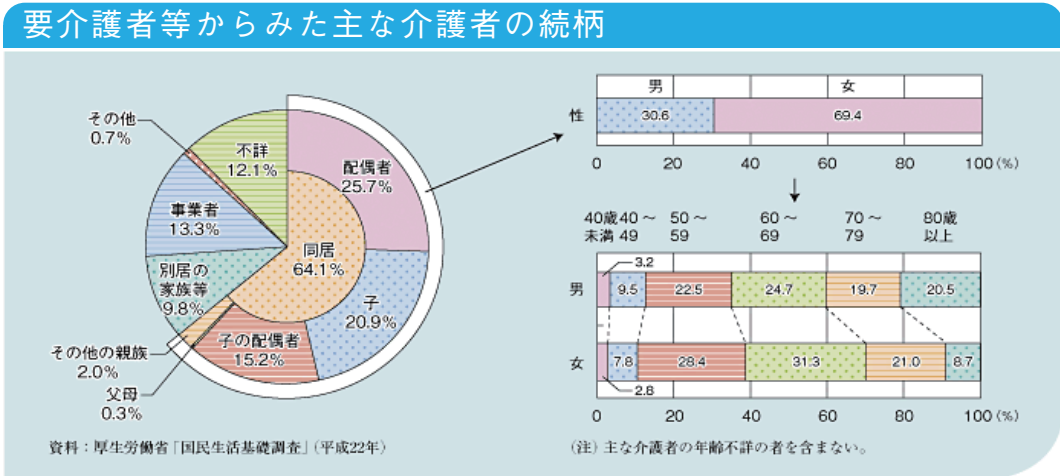
図1 認定者数の推移 (年度末現在)



※()の数値は、平成12年度を100とした場合の指数である。
※東日本大震災の影響により、22年度の数値には福島県内5町1村の数値は含まれていない。

資料：厚生労働省「平成26年度 介護保険事業状況報告 (年報)」

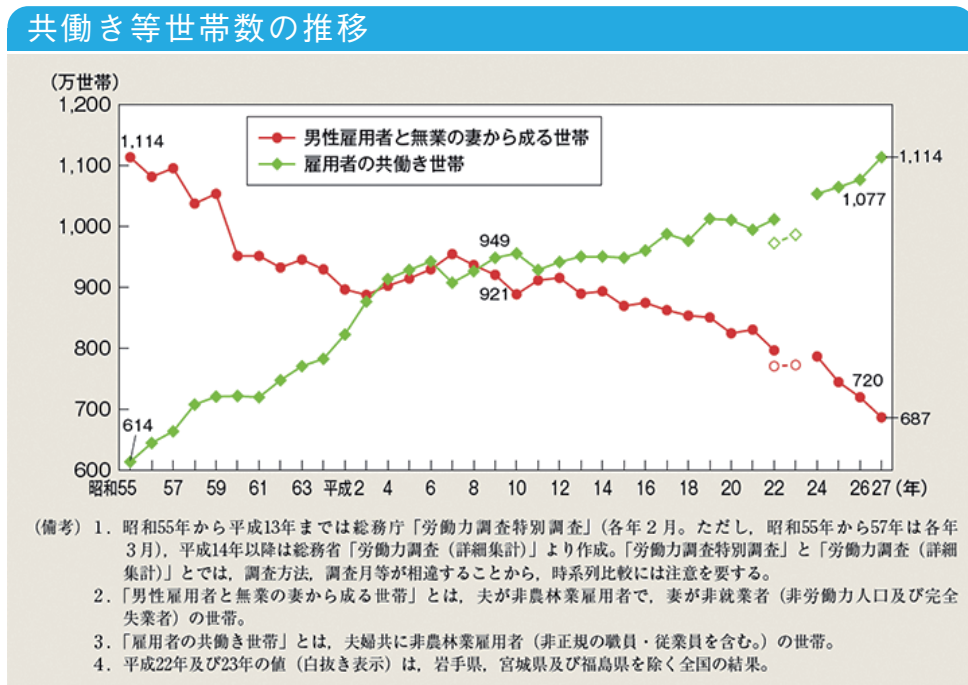
また、主な介護者の約7割が女性です。



資料：内閣府「平成24年版 高齢社会白書」

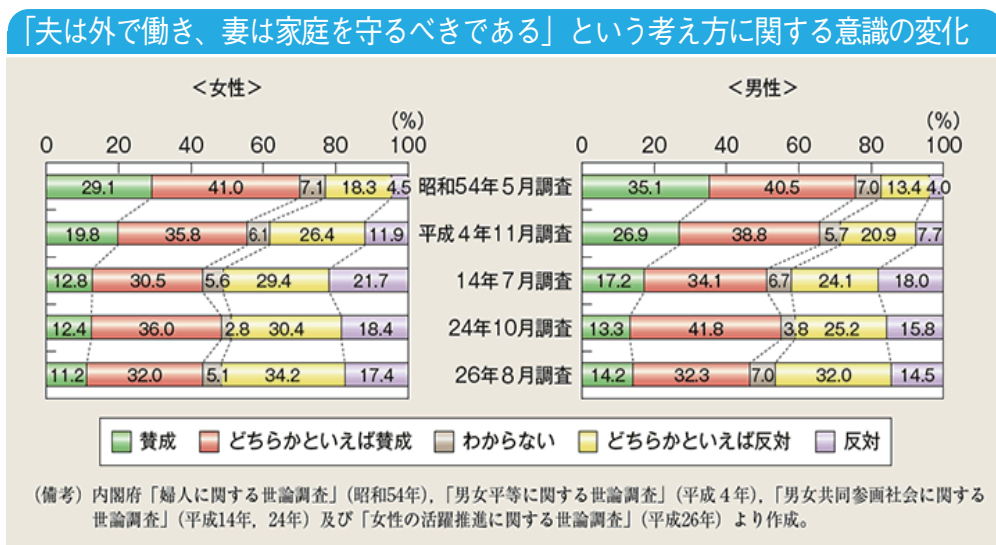
VI 仕事への関わり方

夫婦ともに雇用者の共働き世帯は、昭和55年(1970年)には約616万世帯であったのに対し、35年後の平成27年(2015年)には、ほぼ倍の1,114万世帯に上っています。



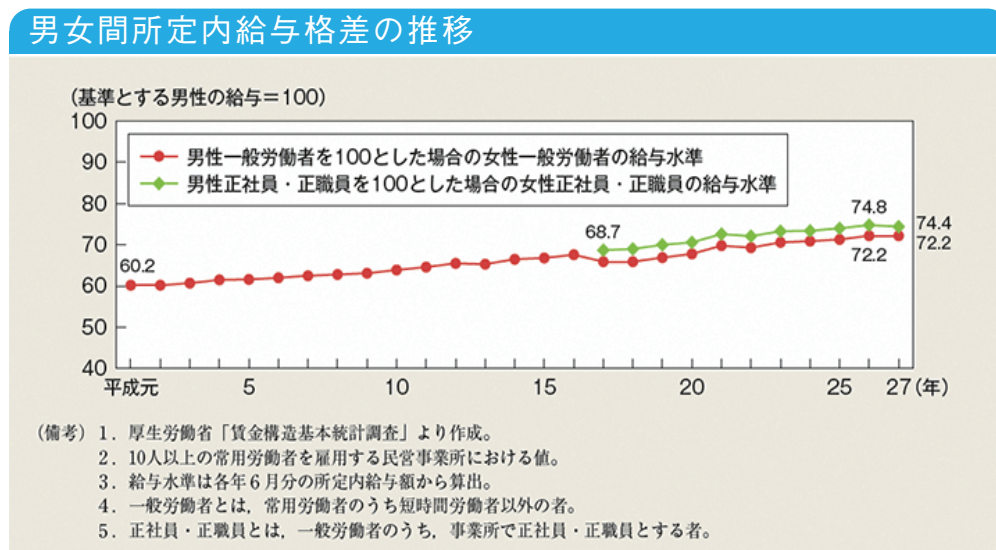
資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成28年度」

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった昔ながらの考え方は、昭和 54 年時から、女性では「賛成」「どちらかといえば賛成」が約 27% 減り、男性では約 29% 減っています。



資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成 28 年度」

しかし、男女間の給与に関する格差は、いまだに女性は男性より給与水準が低い状況が見受けられます。



資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成 28 年度」

第2章 基本計画

1 基本計画推進の取組

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

自分は男女の役割に平等意識を持っていると思っている人でも、社会通念やしきたりに縛られてはいないでしょうか。

「男性は外で仕事をし、女性は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識の解消や長時間労働などの問題を解決するため、男女共同参画を進め、男性・女性の働き方の見直しを進めることが重要です。

また、組織の中で男性が中心な労働慣行が残っている状況を改善し、政策の立案や決定の過程に女性の更なる参画を促進する必要があります。

(1) 意識改革

人権や生命に関する重要で切実な問題に対し、立場を救う法律や制度があってもそれを知り、普及させることをしなければ効果が発揮できません。

そして、これを運用していかなければ実現はありません。

性別にかかわらず、すべての人が平等であり、社会の一員として暮らせるよう意識の改革を行います。

① 理念・法制度の周知

多様な媒体などを使い、市民・事業者・各種団体に対し、男女共同参画の理念や法・制度などの周知及び情報提供などを継続的に行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
4	企業への関連法、制度の周知	ハローワーク等と連携し、労働法など男女共同関連に係る啓発と周知に努める	商工観光課
5	関連図書の収集	男女共同参画に関する関連図書の収集を図る	図書館
6	意識形成への支援	広報・参加についての支援を図る	まちづくり協働課

② 事業者・団体・関係機関との連携

これまでも男女平等意識の向上に向けた取り組みはされてきましたが、一層の意識啓発の促進を図るため、各事業者や団体への周知を図ると共に、関係機関との連携強化に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
7	企業等に対する意識啓発	職場、環境づくりの意識の高揚と雇用に対する助成事業の普及・周知を図る	商工観光課

③ 理解促進・意識改革

「男性は強く、女性を守るもの」、「女性は一步下がって男性を支えるもの」など、性別による固定的役割分担意識の解消を図ります。

また、仕事優先の考え方の見直し、家事・育児・介護など、協働で取り組む活動の意識改革を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
8	啓発資料の発行	国・県、関係機関の資料を各団体へ配布し啓発を行う	まちづくり協働課



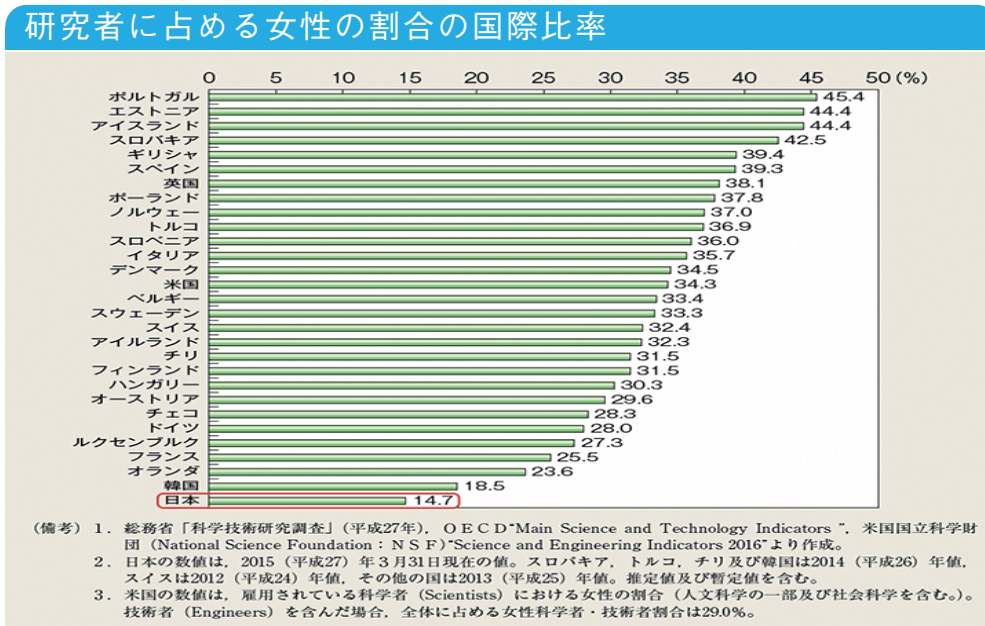
(2) 男女共同を推進する教育・学習

性別にかかわらず、個々がいきいきと暮らせ、あらゆる社会活動に参加できる環境の整備が重要です。

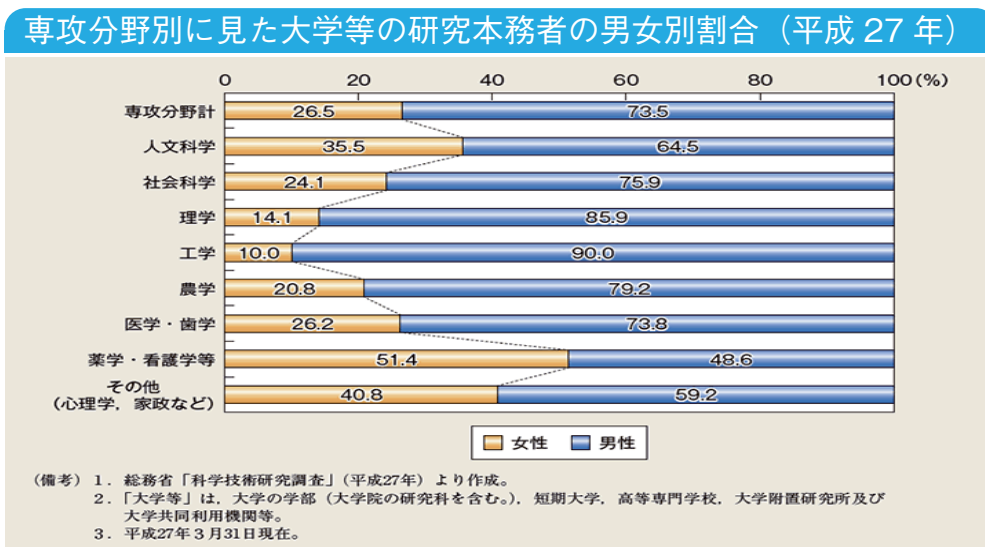
そのためには、法や制度の周知や普及はもちろんですが、子どもの頃からの意識付け、男女共同を推進する教育が重要です。

一方で、我が国における女性研究者の割合は緩やかな上昇傾向にあります。平成27年3月31日現在で14.7%にとどまっており、諸外国と比べて低い状況です。

また、大学等の研究者に占める女性の割合を見ると、薬学・看護学等の分野では女性が半数以上を占める一方、工学分野は10.0%、理学分野は14.1%にとどまっています。



資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成28年度」



資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成28年度」

① 幼児・学校・家庭教育の充実

男女共同参画の意識を育むためには、子どもの頃からの家庭教育と地域社会における教育が大きな役割を果たします。

個人の尊厳や男女平等の理念、他人への思いやりといった教育の充実を図り、個々の違いを受け入れ、認めていく教育に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
11	男女共同教育プログラムの充実	男女共同教育プログラムに努力事項を設け、男女共同教育の推進を図る	学校教育課
14	幼稚園、保育園の学童クラブへの人権擁護委員の派遣	人権教室を開催し、男女平等などの推進に努める	まちづくり協働課
15	小中学校への人権擁護委員の派遣	人権教室を開催し、男女平等などの推進に努める	学校教育課

② 学習会の開催

子どもや若い世代に対し、男女共同参画の理解を促進し、意識啓発を高める勉強会や学習会の開催に努めます。

未来ある子ども達が性別によって選択が限定されてはいけません。自分らしさや個性、能力を発揮できるよう努めます。

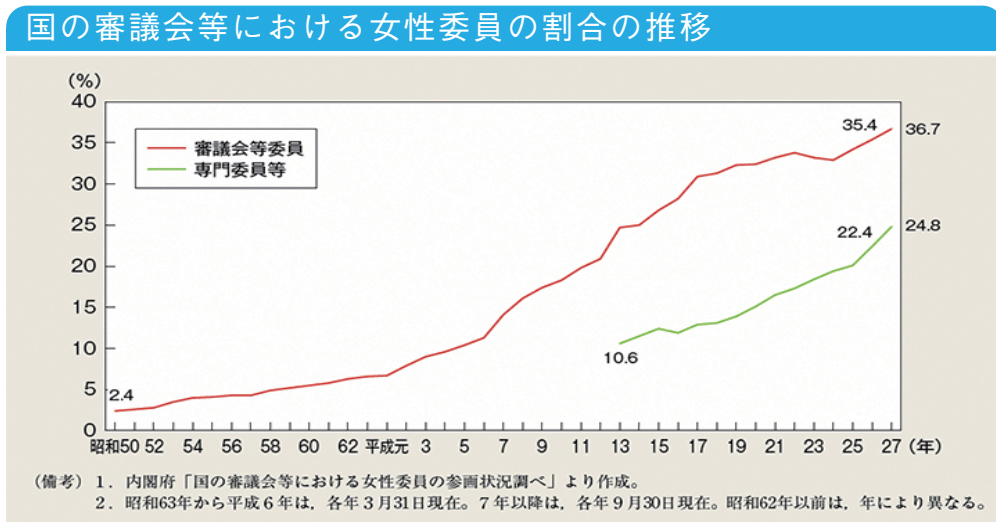
【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
18	家庭でのジェンダーフリーの推進、啓発	男女の別なく差別をなくす子育てへの支援を図る	学校教育課
20	家庭での家庭教育支援事業の充実	子育てセミナーの実施を行う	生涯学習課
22	「両親学級」の充実	両親学級の実施を図る	健康づくり支援課

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

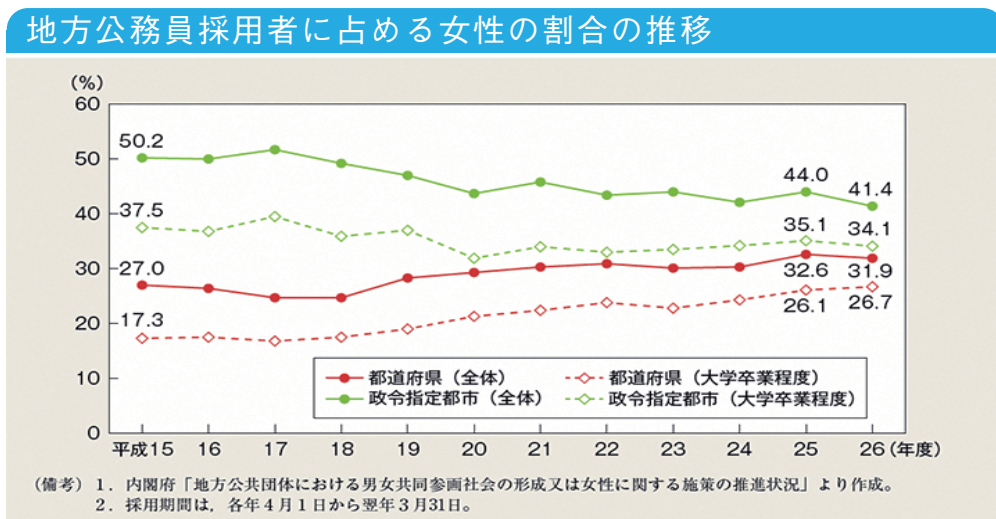
国の審議会等における女性委員の割合は、平成 27 年現在 36.7%となり、調査開始以来最高値となりました。

また、専門委員等（委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの）に占める女性の割合も 24.8%となり、引き続き上昇している状況にあります。



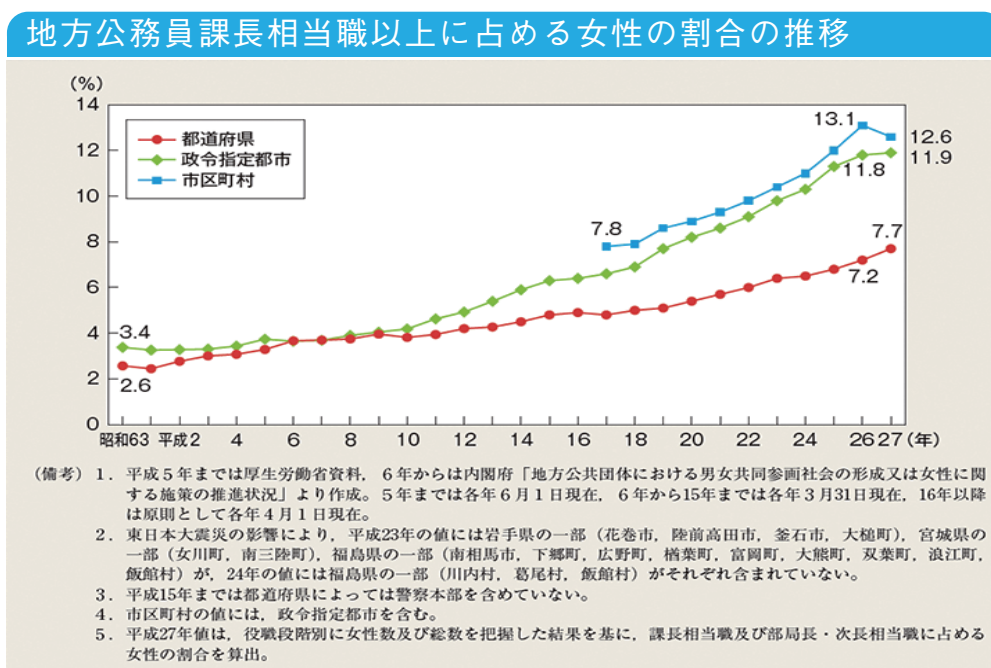
資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成 28 年版」

また、平成 26 年度の地方公務員採用試験採用者に占める女性の割合は、都道府県では全体で 31.9%、うち大学卒業程度で 26.7%、政令指定都市では全体で 41.4%、うち大学卒業程度で 34.1%であり、都道府県より政令指定都市で高い水準となっています。長期的な推移を見ると、都道府県全体ではおおむね 3 割程度、政令指定都市全体では 4 割以上で推移しています。



資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成 28 年版」

さらには、本庁課長相当職以上に占める女性地方公務員の割合は、平成 27 年において、都道府県で 7.7%、市区町村で 12.6%（内、政令指定都市では 11.9%）となっています。



資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成28年版」

引き続き、女性が政策過程を含めたあらゆる立場で男性と対等に活躍できる施策の構築が必要です。

① 自治体における政策・方針決定過程への女性の参画促進

社会のあらゆる分野に女性が男性と対等に取り組み、主導的な地位に参画できるように自治体における政策・方針決定過程に積極的に女性を登用します。

社会の様々な意見を公平に反映し、女性の参画を積極的に進めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
29	女性の参画機会の拡大	介護認定審査会委員などでの女性委員の拡大を図る	高齢福祉課
31	女性の参画機会の拡大	地球温暖化防止推進委員などでの女性委員の拡大を図る	生活環境課
36	女性の参画機会の拡大	農業委員の積極的な登用を図る	農業委員会

② ポジティブアクション推進に向けた働きかけ

事業者・各種団体に対し、女性の管理職や役職への登用促進、職域の拡大や人材の育成など積極的な改善措置を働きかけます。

先進的措置や指導的地位に立って活躍している女性のロールモデルを収集し、情報提供を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
41	情報の収集、提供、広報	関係課や女性団体に情報を提供し、ポスター等による広報を図る	まちづくり協働課
43	職域の拡大	職員の要望・課題等を自己申告書等により把握し、対応を図る	人事課

③ 女性リーダー・女性の人材育成

地域特性を踏まえた地域の活性化や、地域の課題解決に、多様な視点の1つとして女性の視点を生かし、幅広い視野を持った女性リーダーや人材の育成を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
44	女性の職域の拡大	女性医師の診療体制の拡充に努める	市民病院
49	女性リーダーの育成	交通安全指導員等の女性の登用を図る	総務課
50	女性農業士の育成	女性農業士の育成と活動支援に努める	農林水産課

基本目標Ⅱ 男女平等の環境づくり

社会構造が目覚ましい速度で変化する中、働き方と生活の両立の仕方も変化してきています。人それぞれが様々な就労状況の中で、それぞれにあった就労と生活を送れるよう制度の整備が必要であり、これにより仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が社会の発展、経済の促進につながります。

これからの社会では、女性が「出産・育児・介護」といったライフイベントや子どもの看護、学校行事などを行いながら仕事を続けられるシステム作りが重要であり、また、家庭の事情等でやむなく仕事が出来なくなってしまう場合など、復職が容易にできる社会づくりが重要になってきています。

このように、様々な勤務形態を用意することにより、多様で柔軟な働き方を選択できるよう制度の整備とトップの意識改革といった働きやすい環境の整備の推進を図ります。

さらには、女性の就労が多く第1次産業である農林水産業が盛んな本市において、女性の感性や能力を活かした魅力ある産業の発展を図るため、環境の整備を行います。

(1) 働き方を支える環境整備

働き方の多様化が進む中、価値観やライフスタイルに応じて多様な働き方を選択できることが女性が能力を発揮する上で重要といえます。

働きやすい環境の整備と相談体制の充実を図るとともに、女性が復職や再就職を容易に出来る環境の整備に努めます。

① 働きやすい制度の普及

短時間正社員やフレックスタイム制の導入など、場所や時間にとらわれない柔軟で働きやすい制度の推進を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
53	労働諸法の普及	国・県・関係機関と連携し普及、啓発に努める	商工観光課
54	パートタイム労働の周知・啓発	パートタイム労働法の周知、啓発事業の実施を図る	商工観光課

② 時間外労働の縮減・休業取得率の向上

時間外労働を縮減し、育児や介護、ボランティア活動等への参加に伴う休暇・休業制度を容易に利用できる職場環境づくりを進めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
55	時間外労働の縮減、育児、介護での休業取得の向上率	県・ハローワークと連携し、目的や概要を周知し普及啓発に努める	商工観光課

③ 働く女性への相談・助言の充実

働く女性が育児や介護の悩みなどを相談・助言できる体制の整備を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
56	働く女性の相談窓口の確保	県・ハローワーク・商工会議所と連携し、相談体制を確立する	商工観光課

④ 復職・再就職に対する支援

育児などにより就業を中断した女性が復職・再就職を希望する場合の相談及び雇用情報の提供等を支援します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
57	21世紀職業財団との連携による再就職セミナーの開催	高齢者や若者の雇用対策と雇用に対する企業への助成事業を推進する	商工観光課

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

最近では「イクメン」や「男性の育児休暇取得」など、少しずつ家庭に男性が入る社会的環境が浸透してきましたが、依然として男性中心の働き方の労働慣行と、家庭を犠牲とした労働意識が高い状況にあります。

健康で社会のあらゆる活動に参画し、経済の発展を遂げるためには「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が重要です。

また、女性の活躍の場を広げ、育児や介護といったライフイベントを支援するためには、多様で柔軟な働き方の実現が不可欠であり、そのためには制度の整備と共に事業者や団体のトップの意識改革が必要であり、また、地域における各種業界全体の取組につなげるため、経営者団体、労働団体、農漁業協同組合など関係団体の理解も必要です。

① 妊娠・出産・育児、看護や介護といったライフイベントへの支援

仕事と子育て、仕事と介護といった両立支援のため、一人ひとりの生活様式に合わせた働き方が選択できるよう短時間勤務など、様々な勤務形態を用意し、多様で柔軟な働き方を実現する職場環境の整備を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
58	子育てに関する相談事業の充実	育児相談や療育相談など相談窓口の充実を図る	健康づくり支援課
61	ワーク・ライフ・バランスに関する取り組み	年休取得率の向上と育児休業、介護休暇などの取りやすい環境づくりを図る	市民病院

② トップの意識改革

仕事と家庭生活を両立し、健康で社会の一員として生き生きと働けるよう、事業者や団体のトップに対し、長時間労働の削減や働き方の見直しを促進する働きかけを図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
70	民間事業所への働きかけ	企業訪問を行い、育休や介護休暇の浸透が図れるよう努める	商工観光課

③ 優れた企業の積極的評価

育児休暇や介護休暇を容易に取得できる制度の整備や、創意工夫により仕事と生活の調和を積極的に取り組んでいる企業を評価するとともに、普及・啓発を進めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
72	男女共同推進事業所の認定・評価	育児休暇取得制度の実施など、先進的な事業所を積極的に評価・支援する	まちづくり協働課

(3) 農山漁村における男女共同参画の推進

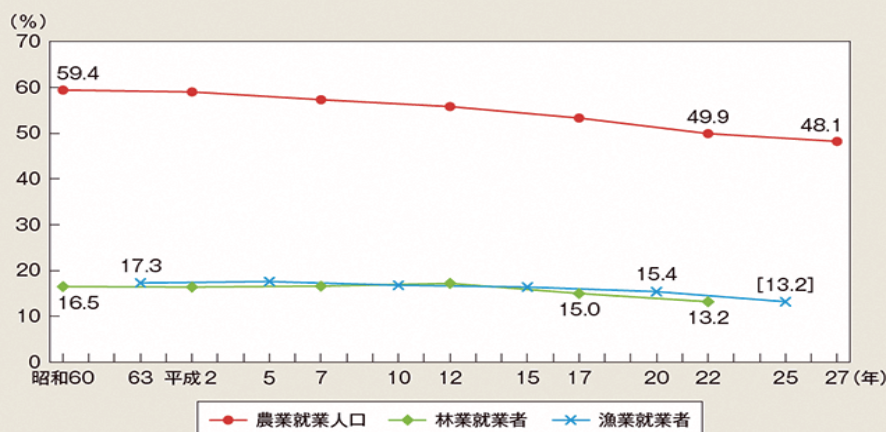
本市は第1次産業である農林水産業が盛んな地域です。

国内における農林漁業就業者就業人口では、女性が48.1%と就業者の約半数を占める状況ですが、農業協働組合や漁業協同組合、農業委員は依然として男性が占める割合が高く、固定的な観念に基づき、女性の活躍は低い状況にあります。

魅力ある地域づくりと共に、これからの農山漁村の活性化のためには、女性が経営者意識を持って働きやすく活動しやすい環境づくりが不可欠です。

女性が経営参画に必要な知識・技術を習得するため、環境整備や家族経営協定などを進めます。

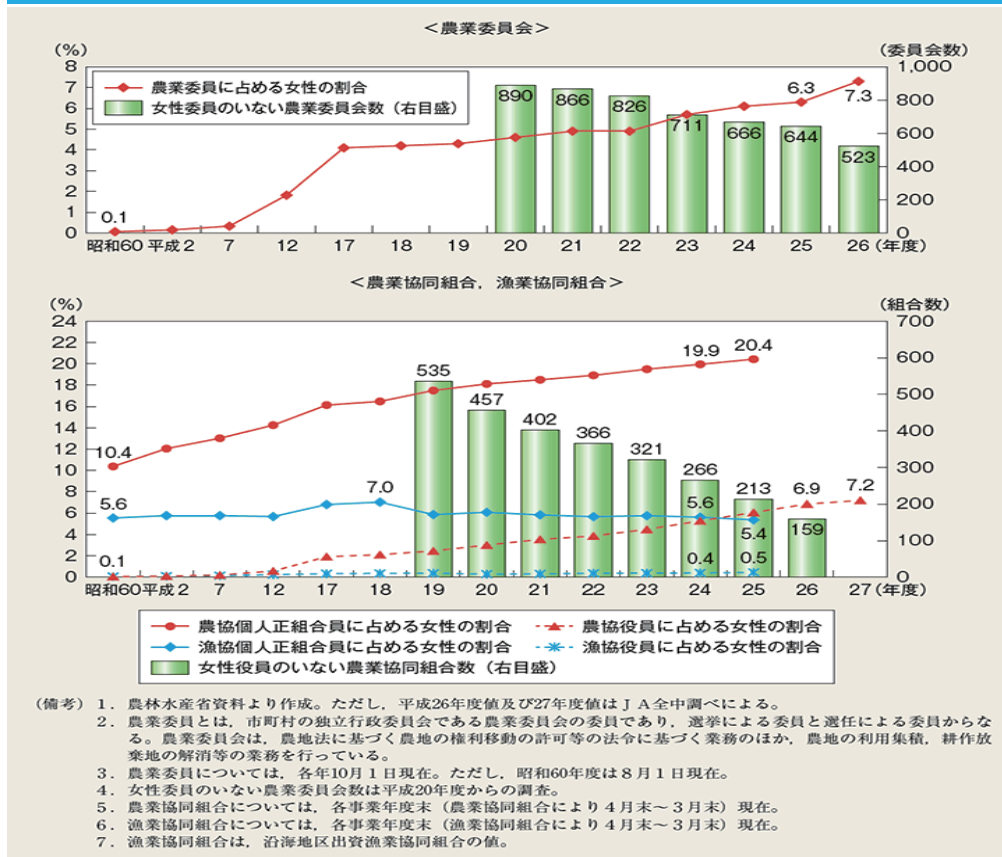
農林漁業就業者に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 「農業就業人口」は農林水産省「農林業センサス」、「林業就業者」は総務省「国勢調査」及び「漁業就業者」は農林水産省「漁業センサス」より作成。
 2. 「農業就業人口」とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者(昭和60年及び平成2年は16歳以上)。また、「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われで海上作業に年間30日以上従事した者。
 3. 「農業就業人口」の平成27年値は、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(26年4月1日時点の避難指示区域である、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域。)を除く。
 4. 「漁業就業者数」は、平成15年までは沿海市町村に居住する者のみ。20年以降は、雇われ先が沿海市町村の漁業経営体であれば、非沿海市町村に居住していても「漁業就業者」に含む。なお、25年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。
 5. 平成19年の「日本標準産業分類」の改訂により、22年の「林業就業者」は、17年以前の値と必ずしも連続していない。

資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成28年版」

農業委員会、農協、漁協における女性の参画状況の推移



資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成28年版」

① 固定的役割分担意識の解消

農山漁村地域においては、依然として昔ながらの習慣や慣行が残っている状況にあります。

このため、性別による固定的役割分担意識の解消と男女共同参画の推進に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
73	パートナーシップ経営の推進	男性と女性が経営の方針を共有するパートナーシップ経営を推進する	農林水産課

② 魅力の発信

女性が参画している経営体は、6次化への加工産業や民泊サービスなどへの多角化が見込まれます。

女性の職業選択肢として農林水産業の魅力を発信すると共に、新たな女性農業者・女性漁業者などを確保する取組みを支援します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
74	6次化産業の推進と魅力の発信	女性の感性や能力を発揮させた6次化産業を推進する	農林水産課

③ 家族経営者協定づくりの推進

家族経営における世帯員相互のルールや役割分担、給料制の導入、休日や労働時間などの就業条件を定めた家族経営協定の推進を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
75	家族経営者協定の推進	家族経営者協定を推進する	農林水産課



基本目標Ⅲ 男女平等の社会づくり

男女共同参画社会とは性別に関わりなく人権を尊重し個性を発揮できる社会です。個人の生き方が多様化している現代において、ライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しや推進が重要です。

また、あらゆる暴力は男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。行政や事業者はもとより、社会や家庭において幼児教育から暴力の根絶に向けた取り組みをすることが重要です。

市民協働のまちづくりがこれからの地域社会、地方創生に重要な役割を担います。魅力ある地域社会を形成するため、あらゆる活動に積極的に参加できる体制の充実と、生涯を通じ健康で暮らせる社会の構築を図らなければなりません。

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

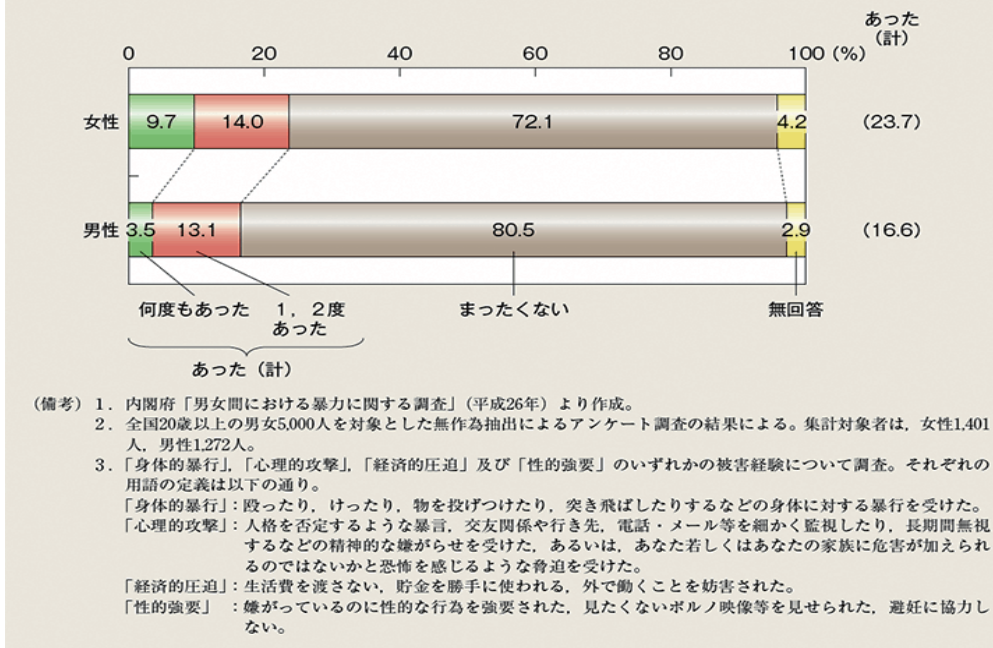
また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等の暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備や、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組みを総合的に推進します。

「内閣府」の調査によれば、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）からの暴力について、「何度もあった」「1、2度あった」とする者の割合は、女性で23.7%、男性は16.6%となっています。

配偶者間における暴力の被害者の多くは女性であり、法律施行後、警察が把握する配偶者からの暴力事案は増加を続けています。

配偶者からの被害経験（男女別）



資料：内閣府 男女共同参画局「男女共同参画白書 平成28年版」

① 配偶者等からの暴力の防止

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は、表面化しにくく社会の理解もまだまだ不十分です。女性や弱者に対する人権の保護と広く市民にDVや虐待が理解されるよう普及啓発を進めていきます。

また、DVに関する相談体制の充実を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
76	DVに関する相談体制の整備	相談、カウンセリング、DVマニュアルの作成などを図る	子育て支援課

② セクシュアルハラスメント防止対策の推進

セクシュアルハラスメントには、性的な関係の強要や必要なく身体に触れるなどの性的な行動のみならず、性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布するなど、性的な内容の発言も含まれます。

雇用の場におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき、企業に対する指導等を徹底するとともに、その実態を把握し、効果的な被害防止対策を講じます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
77	職場におけるセクハラへの対策の推進	マニュアル等の作成、研修会の開催などを行なう	人事課

③ 相談体制の支援と充実

DVや虐待等の防止と早期発見に努め、相談者が身近なところで相談できるよう、警察や各関係機関との連携を密にし、いつでも安心して相談できるよう相談窓口の充実や被害者への支援を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
78	相談窓口と関係者研修の充実	家庭児童相談の充実、家庭相談員研修への参加を行う	子育て支援課



(2) 地域活動における男女共同参画の推進

男女が共に豊かに生活でき、魅力ある地域社会を形成するには、主体的に地域活動へ参加するための取り組みが必要です。

男女共同参画社会を実現するために取り組むべき課題が、様々な社会情勢の変化により複雑になっていると共に、東日本大震災からの復旧や復興には協働の理念に基づく参加が不可欠です。

このため、市民、ボランティア、企業等と行政が力を出し合い、男女が共に参加できる地域づくりを促進します。

また、地球温暖化等に伴う影響により局地的豪雨など、自然災害が増加している今日では、防災、災害対策における男女共同参画の促進が急務となっています。

① 意識の啓発及び活動の支援

女性の活躍を推進する各種ボランティア活動に対し補助を行うと共に、活動の支援を行います。

また、取り組みに関するアドバイスと共に、市民と協働のまちづくりを推進するため、研修会や学習会の開催を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
83	女性団体の活動支援	病院ボランティアの積極的な受け入れ及び活動支援を図る	市民病院
86	女性消防団の取り組み	防火活動、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問等を実施する	消防本部
87	ボランティアグループの育成	ボランティアメンバーの研修会への参加支援、研修会を開催する	図書館
88	女性団体の活動支援	北茨城市女性連盟等への活動支援を図る	まちづくり協働課

② 防災・災害対策における男女共同参画の促進

気象変動による集中豪雨などにより、「地すべり」や「洪水」など、自然災害が多くなっています。

また、日本は地震大国であり、「阪神淡路大震災」や「東日本大震災」など、大規模な地震により家屋の倒壊や地震に伴う「津波」の発生などによる災害が少なくありません。

このため、災害における男女共同参画の取り組みを図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
89	避難所等でのプライバシーの確保	プライバシーの確保と乳幼児を抱える家族への支援を図る	総務課
90	防災意識の啓発と向上	防災訓練等における男女の協働と防災意識の向上を図る	総務課



(3) 生涯を通じ、健康で幸せに暮らせる環境の整備

人生を豊かに充実して過ごすためには健康であることが一番に重要なことです。

男性や女性、高齢者や子ども、障害者等すべての枠を越え、皆が安心して健やかに暮らせる豊かな社会でなければなりません。

そのためには、自分自身の身体に関心を持ち、知識を習得し、身体を守る手段を身につけることが重要です。

生涯を通じ、健康で自立した生活を過ごすため、健康に関する学習会の開催や情報提供に努めると共に、健康増進事業を実施し、市民の健康づくりに努めます。

① 生涯を通じた健康保持の支援

生涯を通じ健康で自立した生活を営むため、健康の大切さを自覚すると共に、疾病についての正しい知識を持つように啓発を継続して行います。

また、各種健康相談や健康維持を目的としたスポーツ教室、健康講座の開催など、市民が生涯を通じて健康に暮らせる環境づくりを推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
91	生涯健康スポーツ活動の充実	スポーツ大会・教室を実施し、スポーツ活動の充実を図る	生涯学習課
92	健康づくりの推進	市施設内禁煙化を実施する	総務課
93	健康づくりの推進	人間ドック、脳ドック等健康診断への助成を行う	保険年金課

② 子どもや高齢者、障害者に対する支援

少子化と共に子どもを取り巻く環境は急激に変化し続けています。

一方で、子どもが巻き込まれる犯罪は多様化、複雑化しています。

子どもが安心して、心身ともに健やかに育つことができる環境の整備に努めます。

また、家族介護者の負担軽減を図るため、介護保険制度の普及を図ると共に、介護事業の強化、男女の役割分担などによる支援の充実に努めます。

さらに、障害を持つ方が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で活躍を図ることができるよう支援します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
96	配食サービス事業の推進	配食ボランティアによる食事提供と利用者の安否確認を図る	高齢福祉課
98	介護者の意見交換の場の設置	認知症の高齢者と家族の集いの開催を行なう	高齢福祉課
100	要保護児童対策協議会の充実	協議会を毎月1回開催し、連絡調整、処遇検討を実施する	子育て支援課
102	障害者介護家族への支援	要配慮世帯へのホームヘルプサービス等の利用拡充を図る	社会福祉課

第3章 着実な推進にむけて

1 推進体制と進行管理

(1) 推進に向けて

① 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の形成とプランの着実な促進を図るため、全庁的な取り組みを「北茨城市男女共同参画推進本部」を中心に行います。

市のあらゆる施策が男女共同参画の視野に立って実施されるよう総合的に推進を図ります。

推進本部は必要に応じて総合的な調整会議を開催し、下部組織であるワーキンググループにおいては、実施状況の確認や進捗状況の点検、評価を行い、推進本部に報告します。

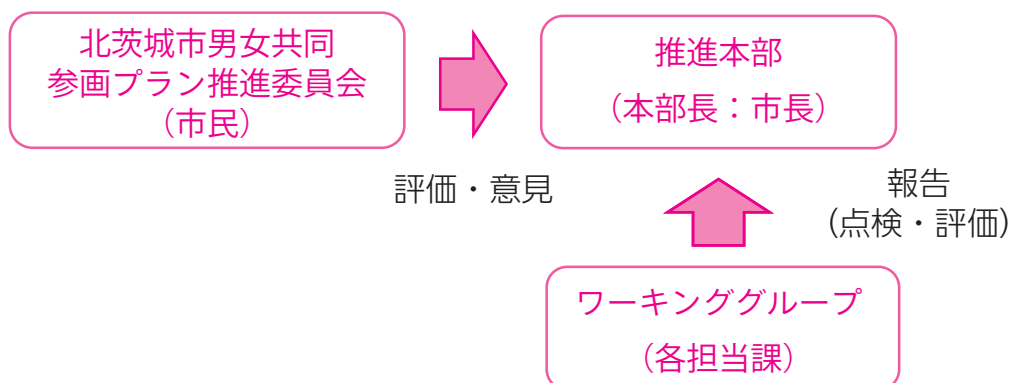
② 情報の提供

市民や事業者等の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報紙やホームページ等を活用し、計画内容の周知、進捗状況の公表や男女共同参画に関する情報の提供を行います。

(2) 進行管理・評価・見直し・公表

① 進行管理・評価

プランに基づく着実な進行がされているか定期的に進捗状況や達成状況进行评估し、「北茨城市男女共同参画プラン推進委員会」で意見を伺うなど、適切な進行管理を行います。



② 見直し

時勢や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、プランの見直しが必要な場合は、市民や事業者等の意見を伺いながら、「北茨城市男女共同参画プラン推進委員会」を開催し、適切に見直しを図ってまいります。

③ 公表

プランに基づく取り組みや進捗状況を取りまとめたものを年次ごとに公表いたします。

2 連携の強化

(1) 市民との連携

計画の着実な進行や男女共同参画社会に向けた取り組みを進めるため、市民の要望を調査し、現状やニーズを反映した施策の展開に努めます。

(2) 事業者・団体・NPO等との連携

市民との連携と同様、職業生活及び地域社会に大きな影響力をもつ事業者・団体・NPO等と連携し、施策の展開に努めます。

(3) 国及び県との連携

国及び県の取組みと整合性を保ちつつ、連携して計画が図れるよう努めます。

3 目標指標

基本方針に基づいた計画がどの程度達成できたかを評価するため、計画期間中の目標指標を設定し、目標値の達成を目指します。

委員会・審議会などにおける女性委員の参画状況

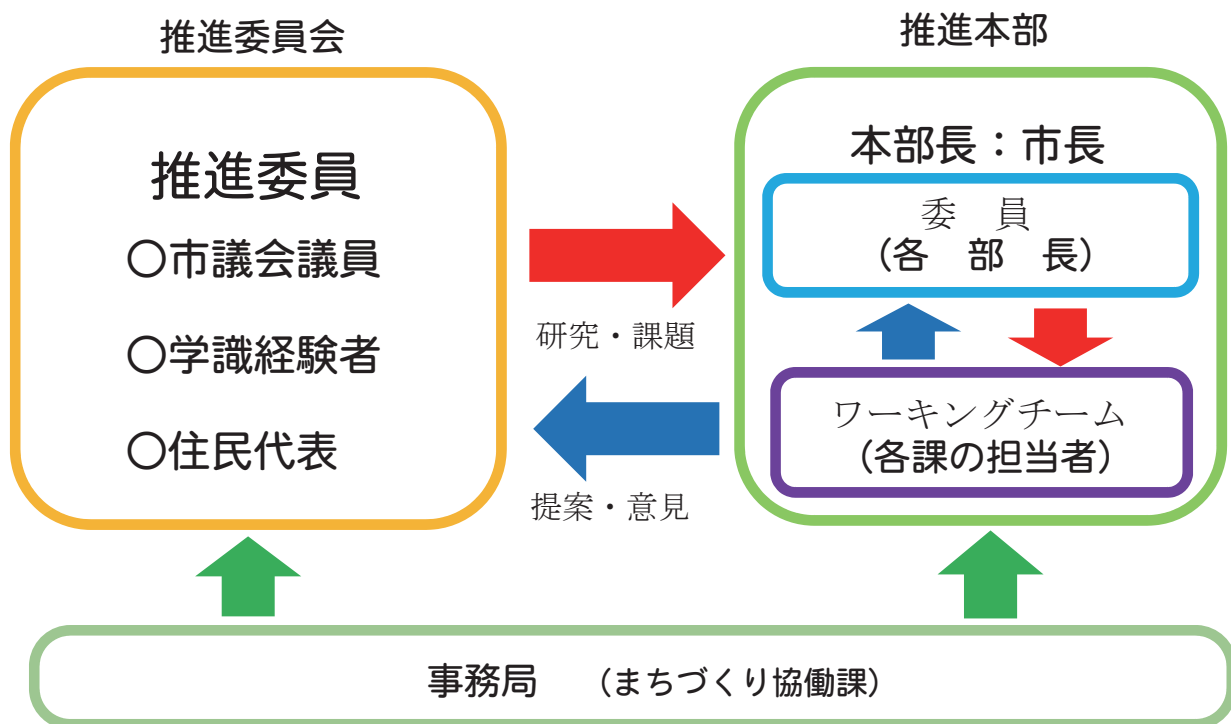
現状	平成 29 年度 21.9%	目標	平成 34 年度 30.0%
----	-------------------	----	-------------------

資料編

1 第3次きたいばらき男女共同参画プラン策定の経緯

年 月 日	委 員 会	関係会議
平成29年 7月 5日		本部会議
平成29年 8月 2日		ワーキング会議
平成29年 9月 7日	第1回会議	
平成29年11月 8日	第2回会議	
平成29年12月 6日		ワーキング会議
平成30年 1月16日	第3回会議	
平成30年 3月 5日		本部会議
平成30年 3月26日	第4回会議	

2 計画の策定体制



北茨城市男女共同参画プラン推進委員会設置要綱に基づく
「第3次きたいばらき男女共同参画プラン」委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名	役 職 等	備考
市議会議員	総務委員会	熊田 栄		
	総務委員会	蛭田 千香子		
学識経験者	大 学 教 授	中島 美那子	茨城キリスト教大学	委員長
住 民 代 表	経 営 者 代 表	佐藤 睦美	翔洋学園高等学校 理事長	
	北茨城青年会議所	菊池 彰	理事長	
	北茨城市商工会	上遠野 忠浩	事務局長	
	北茨城市女性連盟	永山 瑠美子	会長	
	”	檜村 以久子	役員	
	一 般	小野 真太郎		
	”	長谷川 幸生		

< 事 務 局 >

部・課名	職 名	氏 名
市民福祉部	部 長	滑川 精一
まちづくり協働課	課 長	鈴木 基彦
	係 長	大山 智慶
	主 事	伊藤 智美

推 進 本 部 員 名 簿

本部長	市 長	豊田 稔
副本部長	副 市 長	川和田 由紀子
	教 育 長	松崎 三郎 豊田 健司
本部員	1	市長公室長 村田 浩
	2	総務部長 沼田 計守
	3	市民福祉部長 滑川 精一
	4	都市建設部長 橋本 則保
	5	環境産業部長 鈴木 雄一
	6	水道部長 山口 宏美
	7	教育部長 金成 良孝
	8	議会事務局長 榎本 正人
	9	市民病院事務部長 宮田 正雄
	10	消防長 小山 茂

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男

女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定め

なければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努める

ものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残



任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成に関する施策の推進を図るために、北茨城市男女共同参画プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) きたいばらき男女共同参画プランに係る施策の推進に関すること。
- (2) 北茨城市女性活躍推進計画の策定に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員12人以内で組織する。

- 2 委員の構成は、いずれかの性別が60パーセントを超えないものとする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係団体及び住民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは補充し、その委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり協働課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

北茨城市男女共同参画推進本部設置要項

(設置)

第1条 北茨城市男女共同参画プラン推進の総合的かつ効果的な推進を図るため、北茨城市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの推進及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの実施における全庁体制の充実と相互調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長・教育長を、本部員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主催する。

2 推進本部の会議の進行は、市民福祉部長が行う。

(関係職員の出席)

第6条 本部長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 推進本部に第2条に規定する事項の調査及び検討を行うためのワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームのメンバーは35人以内で本部長が選任する。

(庶務)

第8条 推進本部及びワーキングチームの庶務は、まちづくり協働課において処理する。

(補則)

第9条 この規定に定めるもののほか、本部運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則 1 この要綱は、平成13年7月31日から施行する。

2 平成24年4月1日 一部改正

3 平成29年6月1日 一部改正

別表第1（第3条関係）

推進本部員

1	市長公室長	6	水道部長
2	総務部長	7	議会事務局長
3	市民福祉部長	8	教育部長
4	環境産業部長	9	市民病院事務部長
5	都市建設部長	10	消防長

4 用語解説

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方、子育てや介護、地域や自己啓発などとのバランスを取りながら健康で豊かな生活を目指すこと。
合計特殊出生率	1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標のこと。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計を指す。
人口置換水準値	人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。
ジェンダーフリー	人間は生まれながらに生物学的性別があるが、社会通念や習慣の中に社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような「社会的・文化的に形成された性別」を「ジェンダー」と呼ぶ。この枠にとらわれない考え方を「ジェンダーフリー」という。
ポジティブアクション	社会的、構造的な差別によって不利益を被っているものに対し、なんらかの機会を与え、実質的な平等を実現する行動のこと。
ロールモデル	自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。人は誰でも無意識のうちに「あの人のようになりたい」というロールモデルを選び、その影響を受けながら成長すると言われている。
フレックスタイム制	一定の定められた時間帯の中で労働の始期と終期を自由に決定できる労働時間制のこと。
パートナーシップ経営	経営について、方針や作業の役割分担、労働報酬と収益の配分・労働時間や休日などについて、対等に二人以上で取り組むこと。
農業の6次化	農林漁業者（1次産業）が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくこと。生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計されたサービスのこと。 交友関係を構築するWebサービスのひとつ。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。身体的、心理的、経済的なものすべてを含める。
セクシュアルハラスメント	性的な嫌がらせや相手が不快と感じる性的言動のこと。

相談窓口一覧（茨城県）

女性プラザ男女共同参画支援室

相談内容：起業、再就職、地域・団体活動等へのチャレンジに関する相談

電話：029-233-3982（平日 9:00～17:00）

茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会（女性プラザ男女共同参画支援室）

相談内容：男女共同参画に関する苦情・意見

電話：029-233-7837（平日 9:00～17:00）

婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）

相談内容：女性に関する相談、配偶者からの暴力に関する相談

電話：029-221-4166（平日 9:00～21:00 土日祭日 9:00～17:00）

警察本部「女性安心パートナー」

相談内容：ストーカー行為、配偶者からの暴力に関する相談

電話：029-301-8107（24時間受付）

厚生労働省茨城労働局雇用均等室

相談内容：職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する相談

電話：029-224-6288（平日 8:30～17:15）

策 定 平成30年3月

発 行 北茨城市まちづくり協働課

住 所 〒319-1592

茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

TEL 0293-43-1111 (代表)

FAX 0293-30-1350

ホームページアドレス

<http://www.city.kitaibaraki.lg.jp>

E-mail

machikyo@city.kitaibaraki.lg.jp

